## 藤が丘小学校の食中毒に係る提出資料一覧

○11月30日藤が丘小学校食中毒対応の経過・・・・(資料1)
○藤が丘小学校で発生した食中毒に関する医療費の請求について (資料2)
○藤が丘小学校 校内救急処置体制・・・・・・・(資料3)
○藤が丘小学校 学校経営組織図・・・・・・・(資料4)
<ul><li>○感染症及び食中毒に係るマニュアル</li><li>・食中毒感染症対応 【平成19年9月27日】(資料5−1)</li><li>・学校給食安全衛生管理総合マニュアル 抜粋</li><li>【平成19年4月】(資料5−2)</li></ul>
・感染性胃腸炎及び食中毒発生時対応マニュアル

【平成20年3月】(資料5-3)

115	30日 藤が丘小学校食中毒菜	寸心の			
n+ +(I	藤が丘小学校	n± ±11	教委健康教育課		福健康安全課・青葉福祉保健センター
時刻	内容   内容   内容   内容   内容   内容   内容   内容	時刻	内容	時刻_	内容
	各学級の健康観察・欠席確認を速やかに把握するよう副校長が放送で指示連絡帳から欠席者、欠席理由の書き出し作業を開始する 体調不良の児童への対応や家庭への連絡				
10:25	全職員集合 状況報告と今後の作業確認・欠席数と欠席理由を確認すること				
10:55	校長が健康教育課に第一報 ・児童の欠席156 うち吐気等が67 ・職員の休みはなし	10:55	校長から第一報をうける ・欠席状況の詳細(クラス別欠席人数、 欠席理由)一覧を至急送付する ように指示		
11:05	養護教諭が校医と連絡 ・すでに受診している児童がおり、 感染性胃腸炎との診断 ・教委・区福に連絡するよう助言あり		学校に一覧表の催促をする		
11:45	欠席状況一覧表を教委にFAX 給食できあがり		教育長に第一報の内容を報告 FAXで欠席状況一覧表を受ける ・欠席早退183 うち嘔吐等101 不明51		
		11:55	副校長と電話 以下の内容を指示する ・学校医意見・区福への連絡を確認すること ・欠席理由が把握できていない児童につい て確認、整理すること ・保護者あて通知の作成すること ⇒文例を送信		
12:20	給食実施 (麦ご飯、ドライカレー、ごま酢あえ、プルーン 発酵乳)	12:20	健康福祉局健康安全課へ、FAXで欠席状況一覧表を送付 関係機関との連絡調整、情報収集、記者発表準備等を進める	12:20~	健康教育課から、健康安全課に、藤が丘小学校で、嘔吐、発熱による欠席が多数出ているとの通報があったことについて、健康安全課から青葉福祉保健センターが連絡を受ける。⇒センターは電話で藤が丘小学校の状況を確認
12:45	全職員集合 4・5・6年クラブ活動休止し、14:00完全 下校の決定			12:40	センター長が所内カンファランスを指示。
13:10	4・5・6年各学級緊急連絡網で下校の連絡	13:10	健康福祉局食品衛生課から給食室に調査が入ることの連絡を受ける 区福が給食室の調査に入る旨を藤が丘小の 栄養士に伝え、現場保全と書類の準備を指	13:00	センターが所内カンファランスを実施し、感染症、食中毒の両面から調査する方針を決定。健康安全課が、大規模な調査になることを想定して、近隣区への応援要請を開始。
			☆ 教育長に区福の調査が、感染症・食中毒両 面で入ることを報告		
14:00	全児童下校開始 職員打ち合わせ、状況報告、作業準備 来校中の学校薬剤師による消毒液作成 指導				
14:30	全職員による校舎内除菌作業開始 ~17:45	14:30	同一物資納入校(Dブロック22班)7校の欠 席状況確認→通常の欠席数であることを把 握し、食品衛生課・健康安全課に伝える	14:30	健康安全課が、同一食材納入校の欠席状況を健康教育課から報告を受け、他校で同様の症状による欠席者がいないことを確認
15:00	青葉福祉保健センター調査チーム来校 打ち 合わせ開始			15:00	応援職員が青葉区に参集して待機 調査チームが学校に到着
	校内の吐瀉物を検査に提供(2・4年)				児童宅への訪問調査の重要性を説明する が、検討したいとの回答のため説得を継続
	給食室のふき取り、保存食(26~29日)の提出 出 全発症児童宅への訪問調査の実施については、校長が協力せず			16:00	調査チームが給食施設の調査及び調理従 事者の健康調査を開始。
		17:00	健康安全課長から電話で要請があり、健康 教育課長から校長に対し、区福の調査内容 を確認し指示に従うように指示する	17:00	健康安全課から健康教育課に対し、訪問調 査への協力を要請
	区福調査チームが学校を出る 教職員が欠席児童家庭20軒の家庭訪問 開始。体調確認と検便依頼				調査チームが青葉福祉保健センターに帰庁
			に呼ばれ、学校に対し訪問調査への協力を 指示するよう、市保健所長から要請を受ける	20時ごろ	保健所長から教委担当部長に対して、訪問 調査が実施できるよう強く要請
20:30	校長が区福へ明日家庭訪問を合同で行いた いと電話で伝える 欠席者家庭訪問のためのグループリスト、地		記者発表 担当部長から校長に区福の指示に従い訪問 調査に協力するよう指示する	20:30	児童宅への翌日からの訪問調査が決定し、 職員の応援体制の調整
00.00	図確認作業 グループ分け作業終了				
23:00	フル フカリト木修 」				<u> </u>

## 藤が丘小学校で発生した食中毒に関する医療費の請求について

## 1 独立行政法人日本スポーツ振興センターによる医療費の支給

## (1) 対象

学校管理下の児童生徒の負傷、疾病(学校給食に起因する食中毒を含む)に対して、医療機関における医療費(窓口支払い分が1,500円以上の場合)が支給されます。

## (2) 支給額

医療費の給付金額は、健康保険診療の本人負担分(窓口での自己負担分である医療 費総額の3割)と付加給付分(医療費総額の1割)を加えた医療費総額の4割分が支 給されます。

## 2 申請手続きに関する学校の対応

12月19日	全保護者に「日本スポーツ振興センターの手続きについて」を配付
	→申請の対象となる児童の把握
12月下旬	申請の対象となる児童の保護者に対し、申請に必要な書類を配付
1月24日	健康教育課に、17人分の関係書類を提出
	→2月8日に同センターへ送付し、16人分 46,524円の医療費
	を3月24日支給。
	(17人のうちひとりは、書類再提出のため未支給)
2月14日	健康教育課に、7人分の関係書類を提出
	→3月7日に同センターへ送付し、医療費は、4月下旬支給予定。
3月13日	健康教育課に 3人分の関係書類を提出
	→4月8日に同センターへ送付し、医療費は、5月下旬支給予定。

<sup>\*</sup>現在、2人の児童が申請書類未提出(4年、5年各1人),1人の児童が書類再提出

(参考) 1月~3月に請求した児童の内訳

学年	1月	2月	3月	未提出
1 年生	5人(男2、女3)	1人(女1)	1人(男1)	
2年生	1人(女1)			
3年生	5人(男2、女3)	1人(女1)		
4年生	2人(男1、女1)	1人(男1)	1人(男1)	1人
5年生	2人 (男2)	4人(男3、女1)		1人
6年生	2人 (男2)		1人(女1)	
計	17人	7人	3人	2人

教健第1218号 平成19年9月27日

学校長・校長代理

健康教育課長

食中毒・感染症等発生時の学校の対応について(通知)

日ごろから、健康教育の推進について、ご尽力いただきありがとうございます。

さて、本年5月から6月にかけて、市立学校において、宿泊行事における食中毒の発生 や麻しんが流行し、関係機関と連携して被害の拡大防止に努めていただいたところです。

学校教育活動の中で、食中毒や感染症が発生したときは、学校は、学校医・教育委員会・区福祉保健センター等関係部局と迅速・的確に連携して対応し、被害の拡大防止を図ることが大切です。

つきましては、初動体制の一つとして、教育委員会へ報告していただくとともに(別紙報告基準を参照のこと)、感染拡大防止対策等をまとめましたので通知します。

担当教育委員会健康教育課保健係小澤TEL671-3275FAX681-1456

## 食中毒・感染症等発生時の学校の対応について

学校は、学校医、教育委員会、区福祉保健センター等関係機関と連携して、迅速·的確に 対応し、被害の拡大防止を図ります。

## 1 初動体制

## ア 校内での発生

- ・発生状況の正確な把握を行う。(症状、欠席者数、診断名等)
- ・健康教育課へ報告するとともに、学校医に報告・相談し、指導助言を受ける。
- ・学校医等の指導助言に基づき、区福祉保健センターへ報告する。

## イ 校外での発生

- ・発生状況の正確な把握を行う。
- ・現地の医療機関に受診する。
- 学校へ連絡する。
- ・学校から教育委員会健康教育課及び小中学校教育課へ報告する。
- ・
  随時、新しい情報を教育委員会へ連絡するとともに、連携した対応をする。
- \*現地責任者が発症した場合を想定した連絡体制や夜間時の学校・市教委への連絡先を出発前に確認する。

## 2 感染拡大防止対策

・児童生徒、保護者及び教職員への対応

児童生徒…全校・学年集会、ホームルーム等での指導(手洗い、うがい等の励行) 保護者……学校だより等での注意喚起や啓発(受診や予防接種の勧奨)、休業等特別措置に対する説明

教職員……情報の共有化、児童生徒の十分な健康観察、教職員自身の健康管理、校内の衛生管理

- 関係機関との連携(学校医・市教委・区福祉保健センター等)
- ・学校行事の延期や中止の検討
- ・児童生徒への出席停止の指示(疑いのある者も含む)

学校医等医師の助言により、学校長は児童生徒へ出席停止の指示を行う出席停止の 期間は、学校保健法施行規則第20条による。

なお、出席停止報告書を翌月の10日までに教育委員会へ提出する。

- \*学校保健法施行令第5条 校長は、伝染病にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒があるときは、出席を停止させることができる。
- ・休業措置の検討(学級・学年・学校)

学校は、学校医の意見、欠席状況、流行(感染)状況、潜伏期間等を総合的に考慮し、休業措置の内容を検討して教育委員会健康教育課に速やかに連絡する。それに基づき教育委員会が措置を決定する。なお、必要に応じて、教育委員会が指示する場合もある。

\*学校保健法第13条 学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

#### 参考(区福祉保健センターが求める書類例)

- ・学校図面(教室配置、給食室等校舎内の位置関係が分かる図面)
- ・児童生徒及び教職員の1週間分の出欠表 ・欠席者の欠席理由記録
- ・前2週間の行事記録・給食関係記録(メニュー表、調理点検日誌、調理員検便実施結果、調理室点検記録等)
- ・給水に関する点検記録(貯水タンクの点検、清掃記録等)
- ・プールを使用している場合は、管理記録(清掃、残留塩素測定記録等) その他必要に応じて、追加書類を求められる場合もある。

## 食中毒・感染症等発生時に係る報告について

#### 1 報告の目的

学校においては、感染症の中でも人から人に伝染する疾病、すなわち伝染病の流行を予防することが、教育の場・集団生活の場として望ましい学校環境を維持するとともに、児童生徒が健康な状態で教育を受けることができるためにもきわめて重要です。

したがって、集団感染の防止や衛生管理の徹底を図るため、迅速・的確に関係部局と連携して 対応することが必要であり、次の基準により学校から、報告を求めることとします。

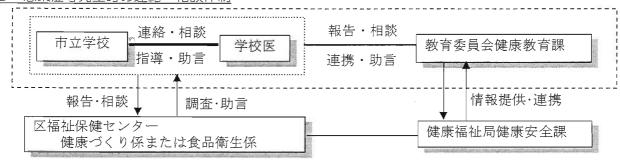
## 2 報告基準

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は入院患者が、 発生した場合。
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が、1クラスで6人以上又は全校児童生徒で2割以上欠席した場合。(集団かぜを除く)
- (3) 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に学校長が報告を必要と認めた場合。
- (4) 学校保健法施行規則第19条に定める学校伝染病第1種及び結核については、1人でも発生及びその疑いのある場合。
  - \*流行時等、特別な対応が必要な場合は、健康教育課から別途通知します。
  - \*集団かぜについては、学校保健事務実施要領に記載されている書類を提出してください。

## ○学校保健法施行規則第19条(学校伝染病)

種別	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウィルスに限る)、 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他の伝染病

## 3 感染症等発生時の連絡・相談体制



#### 4 学校の動き(初動体制)

- ・第1報を教育委員会健康教育課へ電話等で報告するとともに、学校医に報告・相談し、指導助言を受ける。(教育委員会は健康安全課へ情報提供をする)
- ・学校医等の指導助言により、区福祉保健センターへ報告する。
- ・区福祉保健センターと連携して対応する。

1 「感染症および食中毒の発生が疑われる場合の初動対応マニュアル」 について

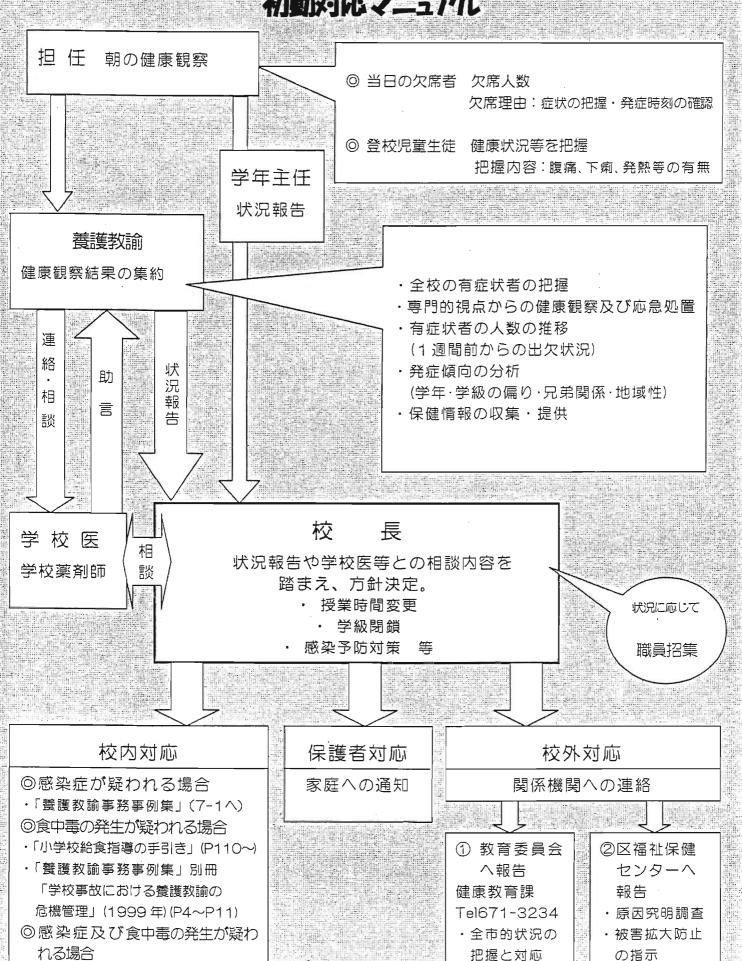
学校給食は、残留農薬や食品添加物等を考慮し、食品の安全性に配慮した食材の選択を行い、「横浜市学校給食衛生管理マニュアル」に従って食事を提供しています。

このように、学校給食の安全管理には万全の体制で臨んでいますが、万が一の緊急事態に備え、適切かつ敏速な措置を講ずることにより、児童の安全と健康を保持すると考えます。

「初動対応マニュアル」は緊急事態の発生に対し、関係機関と連携し、適切・迅速に組織的な対応を行い、被害を最小限にとどめることを目的としたマニュアルです。

## 感染症および食中毒の発生が疑われる場合の

初動対応マニュアル



・学校給食安全衛生管理総合マニュアル

教健第 2 5 5 1 号 平成 2 0 年 3 月 3 1 日

学校長

健康教育課長

「感染性胃腸炎および食中毒発生時対応マニュアル」の送付について(通知)

今年度も、健康教育の推進について、ご尽力をいただきましてありがとうございます。

さて、2月25日付(教健第2136号)でお知らせいたしました「感染性胃腸炎および食中毒発生時対応マニュアル[案]」につきまして、貴重なご意見をお寄せいただきましてありがとうございました。健康福祉局、区健康福祉センターからも意見をいただき、検討を進めこの度、確定版として別添の「学校における感染性胃腸炎および食中毒発生時対応マニュアル」を作成いたしました。

各学校におかれましては、このマニュアルを活用して全職員の共通理解を図り、危機管理体制の整備を進めていただきますようにお願いします。

- 1 発生の探知 2 関係機関への報告 日常編 を、まず確認し、職員の共通理解を図ってください。
- 2ページのフロー図をコピーし、校内に掲示してください。 新たに資料編を添付しました。参考にしていただき、迅速かつ適切な対応をお願いします。

健康教育課 保健係 版 671-3275 給食係 版 671-3277 FAX 681-1456

このマニュアルは、すぐに使えるように、保管場所を決め、教職員に周知徹底をしておく

平成 20 年 3 月

横浜市教育委員会 健康教育課

## 感染症発生時の区福祉保健センター連絡先 平成20年3月現在

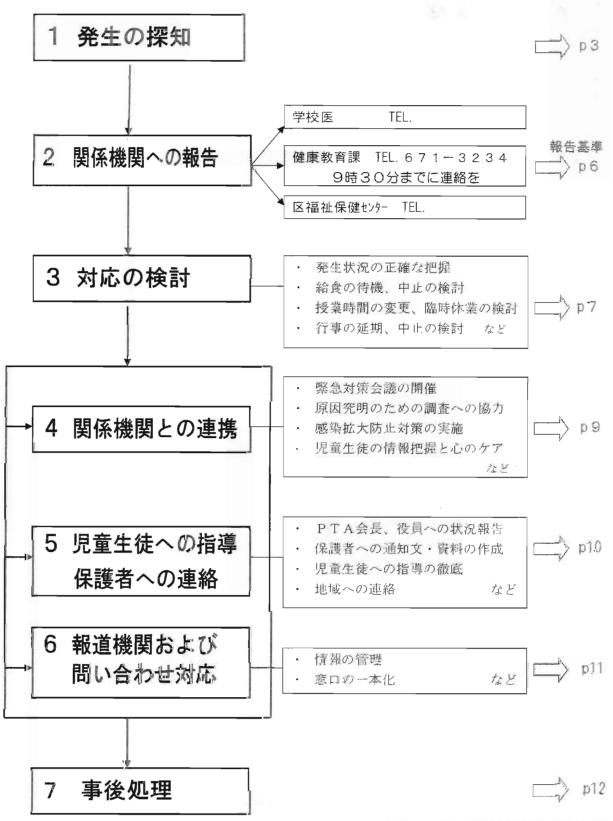
区名等	平日昼間連絡先(電話)	夜間・休日連絡先(電話)	FAX送信先
鶴見区	510-1832	510-1818	510-1899
神奈川区	411-7139	411-7195	316-7877
西区	320-8438	320-8498	324-3703
中 区	224-8332	224-8181	224-8157
南区	743-8241	7 4 3 - 8 2 9 4	721-0789
港南区	847-8438	847-8485	846-5981
保土ヶ谷区	3 3 4 - 6 3 4 5	3 3 4 - 6 3 5 8	333-6309
旭 区	954-6146	954-6190	953-7713
磯子区	750-2444	750-2323	750-2547
金沢区	788-7840	788-7878	784-4600
港北区	540-2362	540-2210	540-2368
緑区	930-2357	9 3 0 - 2 4 1 9	930-2355
青葉区	978-2438	978-2405	978-2419
都 筑 区	948-2350	948-2499	9 4 8 - 2 3 5 4
戸 塚 区	866-8426	866-8480	865-3963
栄 区	894-6964	894-8181	895-1759
泉区	800-2444	800-2323	800-2513
瀬谷区	367-5744	367-5620	365-5718
健康福祉局 (健康安全課)	671-2463	090-3313-3205	664-7296

## \*連絡先\*

平日昼間 : 各区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係 (泉区はサービス課)

夜間・休日:各区福祉保健センター宿日直担当

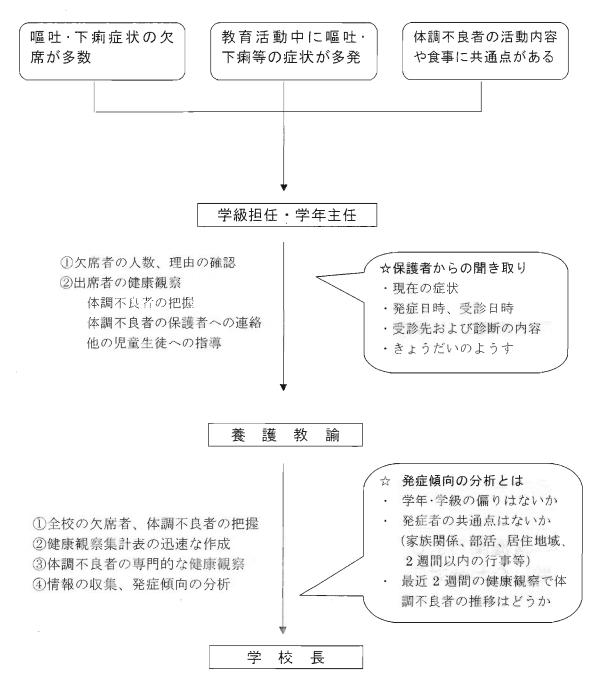
## 感染性胃腸炎および食中毒発生時の対応マニュアル



※このフロー図を拡大し、身近な場所に掲示し、万一の場合に備えてください

## 1 発生の探知

## (1) 欠席状況・出席者の健康観察



○必要に応じて、教職員、給食調理従事者や学校医から情報収集

## (2) 校内で嘔吐・下痢発生時の対応

## <その場の職員>

- ①学年や近隣の学級の教職員へ応援を頼む ②おう吐物の処理・消毒

  - ・その場を離れず児童生徒の管理に当たる
- ・他の児童生徒を現場から遠ざける
- ・校長、養護教諭へ連絡してもらう
- ・手順に従って確実に処理・消毒する (資料編 P. 20~21 参照)

※汚染物を移動させるときはビニール袋に密封して運ぶ

## く校長>

- ○状況により、 救急車手配の指示 同行職員の決定
- ○職員を召集し情報 共有、状况把握、指 示の徹底
- ○学校医、教育委員 会、区福祉保健セン ターへの連絡
- ○合同対策会議の開

## <養護教諭>

- ○体調不良者の応急手当
- ※発症者多数の場合、他の 教職員の協力を得る。状 況により校長は他校養 護教諭の応援を要請す
- ○必要に応じて学校医や 病院への連絡
- ○児童生徒・保護者用の 保健指導資料準備

## <学級担任>

- ○嘔吐、下痢の症状のあ る者は早退させ、受診 を勧める
- ○保護者への連絡、発症 のようす、経過の把握 (受診結果の把握にも 努める)
- ○体調不良者には給食当 番等をさせない
- ○児童生徒への指導
  - ・手洗いの励行
  - ・家庭での健康観察や 留意事項の指導

## <注意事項>

☆おう吐物や便の処理は、資料編p.20~21を参考に、適切に行う

☆給食中におう吐した場合の食器等の処理は、資料編 p.28 を参照

## (3) こんなときは

#### ア 教職員が発症した場合

- ・体調不良の教職員等は、自分自身が感染を拡大させる可能性があることを自覚し、早期に 校長に申し出る
- ・児童生徒との接触は避け、早退して医療機関を受診する (受診時、同一症状者が複数発生していることを告げる)
- ・医師の許可が得られるまで出勤しない
- ・校長は他に同様の症状の教職員や児童生徒がいないか確認する
- ・かかわりのあった児童生徒や教職員の継続的な健康観察を行う (新たに同様の症状を示す者はいないか、増加傾向にないかの確認)

## イ 発症者が多数の場合

- ・救急車の手配など、搬送手段を迅速に確保する
- ・重症者(すぐに受診の必要な者)は、すぐに搬送できるよう別室に集める
- ・会話ができない状況の者が多数いるなど、緊急搬送に際して混乱が予想されるような場合、 救急隊員による患者の把握が確実に行われるよう、名札代わりになるものを用意できると よい
- ・軽症者の健康状態の把握は、各自に簡単な問診票を記入させるとよい
- ・有症状者と無症状者の接触を避ける
- ・学校医、区福祉保健センター、近隣校の協力を要請する

#### ウ 校外学習、宿泊行事で発生した場合

- ①ただちに現地医療機関に連絡をし、受診させる(医師の所見の確認) (必要に応じて救急車を要請し、迅速に搬送する)
- ②待機する児童生徒の指導や管理にも十分留意する (現地の医師等の指示を受ける)
- ③児童生徒の人員を点検し、正確な状況把握に努める
- ④引率責任者は、次のような状況及び対処の概要を学校へ急報する
  - (引率責任者が発症した場合には、代理者が連絡する)
    - ・医療機関に搬送された児童生徒数とその状況
    - ・待機児童生徒数とその状況
    - ・医療機関から得た正確な情報等
- ⑤校長は、引率責任者から得た情報を、教育委員会健康教育課、小中学校教育課、学校医等 に報告する
- ⑥校長は、教育委員会と連携して、現地への支援等も視野に入れて対策を立てる 現地対策本部の設置(情報を集約、現地と学校・教育委員会との連絡) 行事の継続、行程変更
- ⑦校長は、全職員で支援体制を組織し、保護者に正確な情報を発信する

## ※ 校長が不在の場合

- ・校長に連絡が取れない場合は、あらかじめ決めてある代理者が中心となって対策会議をもつ
- ・代理者は、すみやかに関係機関に連絡を取り、助言を受ける

## 2 関係機関への報告

## 参 考 学校から教育委員会への感染症等発生報告基準

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は 入院患者が発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が、1クラスで6人以上又は全校児童生徒で2割以上欠席した場合(集団かぜを除く)
- (3) 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生 が疑われ、特に校長が報告を必要と認めた場合
- (4) 学校保健法施行規則第19条に定める学校伝染病第一種、結核については、1 人でも発生及びその疑いのある場合(平成20年4月~当分の間、麻しんを追加)

## (1)関係機関への第一報

## ア 学校医

次のような発生状況の概要を把握している範囲で報告し、助言を受ける <報告事項>

- ・在籍児童生徒数、欠席者数、早退者数、ここ数日の欠席者数の推移
- 教職員数、教職員(含給食調理従事者)の健康状態
- ・同一症状の児童生徒の概数、学年・学級の偏り、共通する行事の有無
- ・区福祉保健センターへの連絡の有無

など

イ 教育委員会健康教育課(朝、異常を探知した場合は9時30分頃までに)

Tel 671-3234 FAX 681-1456

- \*教育委員会へは、報告基準を満たすと判断した時点で速やかに第一報を行う 症状や人数がある程度正確に把握できた段階で第二報を行う
  - ・学校医に報告した内容と同様の事項について、電話で伝える

#### ウ 区福祉保健センター

連絡先 : 福祉保健課 健康づくり係(泉区はサービス課) p1参照

- ・学校医、教育委員会と同様の報告事項
- ・調査等のためにあらかじめ準備すべきものがあれば指示を受ける

## (2) 関係機関への連絡にあたって

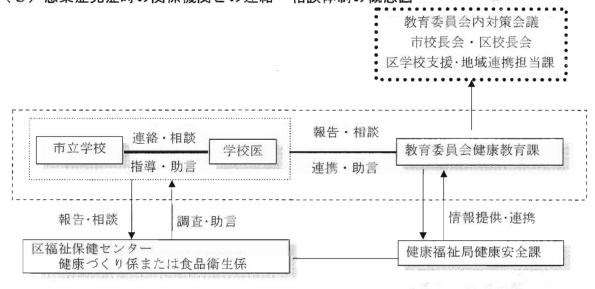
ア 連絡担当者は校長とする

(校長不在の場合は副校長またはあらかじめ決めてある代理者)

イ 記録

連絡者は、連絡時刻、相手氏名、指示内容を記録しておく

## (3) 感染症発症時の関係機関との連絡・相談体制の概念図



## 3 対応の検討

## (1)職員集合

校長は職員を集合させ、全職員で状況を把握、情報の共有化を図り、対策を職員に指示する

- ・現在の状況、学校医や教育委員会の指示内容の伝達
- ・学級担任に欠席者・体調不良者の正確な把握を指示 「全校健康観察集計表」(※資料編 P. 22~24 ) に迅速に集計できるようにする

## (2) 校内対策会議(関係者打ち合わせ)の開催

ア参加者

校長、副校長、(教務主任)、養護教諭、栄養教諭・栄養職員、 必要に応じて主幹教諭・学年主任・学級担任 等

#### イ 内容

(ア) 校内対応

- ○給食の待機、中止の検討(健康教育課、区福祉保健センターと協議し対応を決定する) a.給食中止 b.メニュー変更(パン、牛乳、ジャムのみ等) c.そのまま実施
- 〇給食実施の場合の留意点の確認 (資料編p. 26 参照)
- ○体育やプール指導、当日の行事の中止の検討
- ○下校時刻の繰上げの検討
- ○翌日以降の授業時間の変更または学級閉鎖(学年閉鎖・学校閉鎖)の検討
- ○翌日以降の行事の延期・中止
- ○校内の職員体制

## ウ 不在の教職員への伝達

連絡もれのないよう、メモを全職員に配付するなどして周知徹底をはかる

## (3)役割分担の例

以下の想定される役割について、主な担当者を決める。 養護教諭は全体指示ができるよう、できるだけ役割固定を避ける。

役割	担当者	分担内容					
統括	校長	<ul><li>○状況や学校医等との相談内容を踏まえ関係機関へ連絡</li><li>○校内対策会議(関係者打ち合わせ)の開催</li><li>○情報管理と指揮命令</li><li>○報道機関への対応</li></ul>					
情報収集	学級担任	<ul><li>○不明な点を保護者に確認し、学級名簿に整理する</li><li>①発症日時、主な症状</li><li>②医師の診断の有無、診断日時、診断名</li><li>③その他参考となる事項(きょうだい関係、部活動等)</li></ul>					
体調不良者 一覧表作成		学級担任からの情報をもとに体調不良者のリストを作成する (2人一組で、エクセルに入力、集計できるとよい)					
必要書類の準 備·整理		区福祉保健センターの調査等に関わって必要な書類の準備、 作成					
区福祉保健 センターとの 連絡	校長	<ul><li>○学校の状況報告</li><li>○給食室状況報告</li><li>○指示された内容を取りまとめ、校内各担当へ指示</li></ul>					
保護者への連 絡		<ul><li>○PTA役員への説明、情報提供、協力依頼</li><li>○各家庭への連絡</li><li>○通知作成</li></ul>					
近隣校への連 絡		○学区隣接校、きょうだい関係のある学校・幼稚園・保育園 への情報提供					
地域への連絡		<ul><li>○自治会長</li><li>○町内会長</li></ul>					
記録		関係機関への連絡や学校が行った措置、対応を時系列にまとめて記録する					
学校医への連 絡		経過を随時連絡する					
体調不良者への対応		<ul><li>○体調不良者多数のときは、職員で協力体制をとる</li><li>○心のケアにも留意する</li></ul>					
校内消毒		○区福祉保健センターの指示や学校薬剤師の助言に従い、消毒の計画を作成する ○校内職員に指示、全員で実施					
給食食材調整		<ul><li>○教育委員会と調整</li><li>○給食食材の使用変更と中止(給食会分・独自購入業者分)</li><li>○給食会へ連絡</li><li>○学校独自購入業者へ連絡</li></ul>					
給食室内の		○区福祉保健センターの指示に従い、計画を作成する					
清掃消毒	_	〇校内職員に指示、実施					

## 4 関係機関との連携

## (1) 区福祉保健センターの調査準備

- ア 給食室は立ち入り調査の可能性があるので、そのままの状態を保存する
- イ 事前に指示のあった関係書類の準備をする ※必要と考えられる関係書類の例は資料編p. 25 参照

## (2) 合同対策会議の開催

校長は、来校した区福祉保健センター職員等を交えて対策会議をもつ

ア 合同対策会議の目的

学校と区福祉保健センター、教育委員会が情報を共有し、原因究明、感染等被害拡大防 止のための対策を検討する

#### イ 会議構成員の例

- ○学校長、副校長、教務主任、養護教諭、栄養教諭等、学校医、学級担任、学年主任
- ○区福祉保健センター職員、関係機関(健康福祉局等)職員
- ○教育委員会職員(原則として健康教育課)
- ウ 考えられる内容 (3対応の検討(2)校内対策会議の検討内容参照)
  - ○学校より状況説明
  - ○区福祉保健センターより調査の目的と手順の説明
  - ○調査の結果連絡や今後の対応についての確認
  - ○感染防止対策の指導

#### (3)調査への協力

ア 給食室や校内の現地調査 (状況のわかる教職員が立ち会う)

イ 原因究明のための調査

#### 保護者への聞き取り調査や検便を実施する場合の手順の例

- ※ 発生状況等により具体的な方法は異なるため、合同対策会議の中で検討し、適切に実施 できるようにする
- ① 調査対象者の決定 (区福祉保健センター)
- ② 対象者の保護者へ連絡(学校) (区福祉保健センターへの情報提供の了解を得る、調査への協力を依頼する)
- ③ 了解の得られた対象者の住所、電話番号を区福祉保健センターに提供
- ④ 家庭訪問のための地図の準備に協力
- ⑤ 調査実施(区福祉保健センター)状況により、教職員が同行する
- ⑥ (検便サンプルを学校に届けてもらう場合) 回収時の立ち会いに協力

#### (4)消毒の実施

区福祉保健センターの指導に基づき、全教職員が協力して実施できるよう計画する 消毒は、塩素剤を浸した雑巾等による清拭とする

- ・便や吐物による汚染の可能性のある床、便器及びその周囲は特にていねいに消毒する
- ・ドアノブ、手すり、水道蛇口など、手をふれるところを中心に、症状のある子どもの動 線に沿って、教室や廊下を拭く
- ・机や棚の上、上ばきの裏なども消毒する

## 5 児童生徒への指導・保護者等への連絡

## (1) 児童生徒への指導

- ア 健康観察、手洗い、うがい、十分な睡眠等、感染防止対策の徹底
- イ 気分不良の際は早く申し出ること
- ウ 嘔吐・下痢をしたときの対応について
- エ 家庭での過ごし方について
- オ 明日以降の登校、時間割について

## (2) 保護者への連絡

- ア PTA会長、役員へ状況報告 協力依頼
- イ 保護者へ連絡する内容、資料の作成 (資料編p. 17~19参照)
  - ・本日の児童生徒の健康状況と学校がとった措置
  - ・本日の給食の中止又はメニュー変更・下校時刻の変更
  - ・翌日以降の給食の中止予定・授業時間の変更・臨時休業
  - ・家庭での健康観察と、症状等の連絡の依頼
  - ・感染拡大防止対策 (家庭での留意) 資料
- ウ 有症状者の家庭への連絡事項
  - ・見舞いの言葉と現在の健康状態の確認
  - ・受診の有無とその結果
  - ・区福祉保健センターからご家庭に調査協力をお願いするため、連絡先を教えること の了解を得る。(発症時期等の聞き取りや検便をお願いすることがある)
- エ 連絡方法の検討
  - ○通知文
  - ○電話連絡
  - ○メール配信

## (3) はまっ子ふれあいスクール等への連絡

- ○はまっ子ふれあいスクールへの連絡
- ○キッズクラブ、学童クラブへの連絡
- ○区福祉保健センターの指示があった場合、調査等への協力を依頼する

## (4) 近隣校、地域関係者等への連絡

- ○学校薬剤師への情報提供
- ○自治会長、町内会長への情報提供
- ○きょうだい関係がいる学校、近隣の学校・幼稚園、保育園への情報提供

## 6 報道機関・問い合わせ対応

## (1)報道機関対応

ア情報の管理

学校名等

発生から公表までの経過(学校、教育委員会、区福祉保健センターの対応等)について、 事実を正確に把握し、まとめ、整理しておく

イ 基礎データの確認 (記者発表する場合)

健康教育課からの要請に応じて、次の内容について、データを送信する

学校名		(ふりがな	)•住所
校長名		(ふりがな	)
全校児童生行	走数 名(	男名、女	名)
学年別欠席	者数 (在籍数)		
学年	在籍者数	欠席者数	病欠者の内訳
1年			
2年			
3年			
4年			
5年			
6年			
合計			

ウ 職員体制を確立する

電話対応窓口の一本化、職員の配置、来訪者の確認体制の共通理解など、教育委員会と 連携し体制づくりをする

- エ Q&Aの作成
- オ 取材者名および対応の記録

取材対応への基本のスタンス

- ・事実に基づいた回答
- ・事実を正確に伝える
- ・基本スタンスを決めておく
- ・守秘義務、プライバシーの保護
- ・無用な動揺を避け、児童生徒の心情にも配慮する

## (2) 問い合わせ対応

- ○相手を確認し、記録しておく
- ○報道関係者からの問い合わせには、あらかじめ決めた担当者(校長等)が応じる
- ○保護者からの問い合わせには、電話口に名簿等を置き、学年・氏名を確認できるようにするとよい
- ○情報の混乱を避けるため、説明要旨を用意する

## 7 事後処理

## (1)関係機関との連携の継続

- ア 区福祉保健センター、教育委員会への報告
  - ・体調不良者の状況、新規発症者の報告を継続し、指示を受ける
- イ 学校医への経過報告
- ウ その他、必要に応じて地域の関係機関とも連絡をとる

## (2) 児童生徒への対応

ア きめ細かい健康観察の継続

吐き気、下痢、腹痛等の消化器系の体調不良者の正確な把握 新たな発症者の早期発見 急性ストレス反応の確認

- イ 体調不良者は早退させ、受診を勧める
- ウ 手洗い指導や給食時の留意事項の継続
- エー心のケア

必要に応じて、教育相談課へ相談し、学校カウンセラー、スクールカウンセラー、 スクールスーパーバイザーの派遣要請を行う

## (3) 保護者への対応

ア 入院や欠席した児童生徒の保護者への対応 担任が中心となって病院や家庭を訪問し、見舞いと状況確認、情報提供をする

- イ (状況により) 保護者説明会の開催
  - ○事前準備
    - ・日時・場所の決定 (区福祉保健センター及び健康教育課との調整)
    - ・PTA役員との調整
    - ・保護者への案内の配付
    - ・内容、次第の検討(専門的な内容については区福祉保健センターの協力を仰ぐ)
    - ・説明者、座席配置、その他教職員の役割分担を決める
    - ・必要に応じ原稿や資料を用意する
    - ・予想される質問項目の整理と回答を検討する
    - ・地域への情報提供(自治会長、町内会長等)を行う
    - ・必要に応じ、カウンセラー等による説明(心のケアの紹介)の要請
  - ○当日の対応
    - ・職員の役割分担を明確にする
    - ・学校長、司会、説明者の事前打ち合わせを行う
    - ・会の目的に沿った進行・運営を行う
- ウ 心のケアの必要な児童生徒の保護者への助言、保護者自身の心のケア

#### (4)教育活動変更に伴う対応

- ア 教育活動に関する対応
  - ○授業時数の確保
    - 給食の振替日等の調整
  - ○出席簿等のへの表記の仕方の確認と共通理解 (学校伝染病に指定された伝染病以外の出席停止については、関係機関等の助言を 受けて学校長が指示をする)
- イ 教育活動以外に関する対応
  - ○報告書の作成
    - ・発生時から時系列を追った記録
    - 再発防止策を記載
  - ○日本スポーツ振興センター共済給付金の申請手続き
    - ・保護者への制度の説明
    - ・健康教育課との調整
    - 書類の準備
    - <支給対象となるもの>
      - ・学校給食に起因する食中毒
      - ・中毒(技術・家庭科の調理実習における試食又は修学旅行等における給食に起 因する中毒及び理科等の実験又は実習におけるガス等による中毒)
  - ○給食中止分の給食費の扱いの検討

#### (5)終息の通知

区福祉保健センター、学校医等と相談し、校長は必要に応じて保護者、児童生徒に対して、 集団発生の終息を通知する

## (6) 再発防止対策

- ア職員研修の実施
  - ○今回の事例を再検討し、再発防止のため、マニュアルを活用した研修会を実施する
  - ○実際場面を想定した対応訓練を実施する
- イ 児童生徒への指導の徹底
  - ○日々の生活を再点検し、「日常編」に基づき指導する
- ウ衛生管理の徹底

「日常編」に基づき、教職員が共通理解し、改善を図る

○給食室の衛生管理

「横浜市学校給食安全衛生管理総合マニュアル」に基づき、徹底を図る

- ○教室、ランチルーム及び食堂の衛生管理
- ○給食を運搬する経路 (廊下や階段) の清掃の徹底

## 日常編

## 1 発生予防

## (1) 児童生徒への指導

- ○日常的な手洗い・うがい等の保健指導
- ○保健学習における疾病予防等の指導の徹底
- ○清掃活動を通した教室や流し等の清潔指導
- ○教科、行事等における食物の取り扱い時の指導
- ○嘔吐時、体調不良時の対応

(体調の急変や、嘔吐や下痢により校舎を汚したときはすぐに教師に申し出ること)

○給食時・給食当番の留意事項の確認 「小学校給食指導の手引き」(平成 14 年 4 月) p. 106~109 参照

## (2) 校内の衛生管理

- ア 教室等
  - ○教室・廊下・階段・手すり・流し・トイレの衛生管理
  - ○清掃活動時の点検
- イ 学校給食施設・調理従事者の衛生管理
  - ○施設点検
  - ・ 区福祉保健センターによる年1回の「小学校等給食施設自主衛生管理支援」
  - ・薬剤師による年3回の定期点検と簡易な月例点検
  - ・ 調理従事者による長期休み明けの「臨時衛生管理検査」
  - ○調理従事者の定期検便(月2回)
  - ○調理従事者よる日常点検の実施
  - 調理従事者の健康管理チェック
  - ・ 衛生管理マニュアルに従った作業の実施
  - 各種帳簿、記録の保存

## 2 健康状態の把握と情報の共有化

- ○学級担任等による健康観察の重要性の確認
- ○保護者に対する学校への連絡内容・連絡方法の周知徹底

(欠席理由・症状をできるだけ具体的に、連絡帳等を用いて連絡すること 等)

- ○健康観察結果、欠席者人数等の迅速・確実な集約方法の確立
- ○集計方法の工夫
  - ,全校の発生傾向や1~2週間の推移を把握しやすい集計表の検討
- ○発生状況の情報共有に努める
  - ・教室-保健室-職員室-校長室等の情報交換を円滑にする
  - ・日ごろからのコミュニケーションや、連絡方法の確認が重要
  - ・教室等での嘔吐の情報は給食室へも伝え、給食室内への感染拡大防止を図る

## 3 健康危機管理体制の整備(年度当初に確認)

## (1)健康危機管理組織の立ち上げ

- ア 目的・活動内容の明確化
- イ 職員の役割と仕事内容の分担
- ウ 全職員の共通理解

## (2)健康危機管理組織の活動

- ア 健康危機管理のあり方 (組織体制、連絡体制等) の確認
- イ 緊急連絡網等の整備
  - ・保護者への連絡方法
  - ・教職員の連絡体制
  - ・学校長不在時の連絡体制 (学校長の携帯電話・出張先の呼び出し電話、数名の代理者の選定)
- ウ 緊急調査に備えた自宅所在地の把握
- エ 教育委員会からの最新の通知等の確認
- オ 関係諸帳簿の日ごろからの整理
- カ 汚物処理セットの配備 (資料編p.20~21)
- キ 汚物の処理や消毒方法のシミュレーションの実施
- ク 健康危機発生時のシミュレーションの実施

## < 参考 >

## 健康教育課の動き

(1) 学校からの一報受理。対策検討

保健係が受理

↓・状況の聞き取り、必要に応じて初動体制の指示

「感染症・食中毒発生報告聞き取り票」 に記録し、課内に伝達する

対策の検討

- (2)健康福祉局健康安全課への情報提供
- (3) 教育委員会内 緊急対策会議開催
- (4) 状況により職員を学校へ派遣(1~2名体制)
  - ・正確な状況把握を行い、学校、教育委員会、区福祉保健センターの調整を行う
- (5) 市校長会・区校長会への連絡
  - ・情報提供と市内・区内行事の把握・調整
  - ・必要に応じて、近隣校から応援職員の派遣を依頼する
- (6) 近隣校の状況の把握、他校への注意喚起
  - ・ 近隣学校 (きょうだい関係、給食食材配送同一班)、区内学校の状況確認
  - ・他校と関わる行事の把握と調整、連絡
- (7) 区地域振興課学校支援・地域連携担当課長へ一報
- (8) 県教育委員会へ一報(給食関係)
  - ・感染症、食中毒の疑いが発生した時点で 県教育委員会保健体育課給食班 へ連絡する
- (9) 記者発表(健康福祉局健康安全課と調整)

・以下の公表基準に	基づき、健康教育課が行う	
食中	毒の公表基準	感染症の公表基準
食中毒と断定	食中毒の疑い	
校内、校外を問わず公表	○校内~複数クラスで発生し、給	○患者が死亡した場合
	食によるものと推定される場合	(2類のうち結核、4類及び5類を除く)
*学校教育活動で行われ		○1類感染症が発生した場合
たものが原因による場	○校外(宿泊行事等) ~現地で入	○2類及び3類感染症で、学校内で10人以上の集
合	院患者が2人以上	団感染が発生した場合
	・施設が特定されないように注意	○4類及び5類感染症では、次の3疾病において学
	する。	校内で10人以上の集団感染が発生した場合
	・同じ施設を利用する後続の学校	・レジオネラ症 ・クリプトスポリジウム症
	には、情報提供を行う。	・ジアルジア症
		○学年閉鎖及び学校閉鎖を行った場合
	〇その他特異な事例として、公表	○学級閉鎖は同一の感染症において、初発の場合
	が必要と認められるもの	○その他特異な事例として、公表が必要と認められ
		るもの
	*公表時期は原則として、医療機	・4類、5類であっても、初発や市民の関心が高
	関、保健所等による検査の結果、	いと思われる事例等
		例:鳥インフルエンザ、狂犬病、日本脳炎等
公表事項 ○学校名	(所在地)、校長名 〇学年、性別	、人数 ○現在の症状 ○原因等
○原因施	設が特定されている場合は、施設名	る及び施設の所在地
○その他	公表が必要と認められる事項	
*プライバシー	保護の観点並びに個人への非難を受	とけるおそれがある場合は、公表しない事項もある。
公表の判断と時期		
○公表基準に該当すると	教育長が判断した場合、速やかに公	表します。

# 資料編

## 文例1(全校への注意喚起)

保護者様

平成 年 月 日

横浜市立

学校

校長

児童(生徒)の健康管理および衛生管理のお願い

本日、○年の1学級において、下痢・嘔吐等の症状を伴う児童の欠席が○名、また朝の時点で同じような症状を訴え、早退した児童が○名にのぼりました。

本校は日ごろから給食をはじめ、児童の健康・衛生管理には十分な配慮をしているところで ございますが、各ご家庭におきましても、次の留意点を参考に、児童(生徒)の健康管理、衛 生管理の徹底をお願い申し上げます。

- ○外出後、トイレの後、調理前、食事前のうがい、手洗いをしっかり行いましょう (手洗いはせっけんを用い、30秒以上行う)
- ○調理器具等の洗浄をていねいに行いましょう
- ○十分な睡眠をとり、偏食をしないようにして体力をつけましょう
- ○おう吐物、排泄物に直接ふれないようにしましょう
- ○登校前には健康状態をよく観察し、体調がすぐれないときには無理に登校しないで、早 めに医師の診断を受けましょう

上記のことをお守りいただき、児童(生徒)の健康·衛生面についてのご配慮をよろしくお願いいたします。

※裏面に手洗いの資料を添付しましたので、参考にしてください。

必要に応じて、学校で ご用意ください

## 文例2 (学級閉鎖用)

平成 年 月 日

保護者様

横浜市立 学校 校長

児童(生徒)の健康状況に伴う学級閉鎖についてのお知らせ

本日、〇年〇組において、下痢・嘔吐等の症状を伴う児童の欠席が〇名、また、朝の時点で同じような症状を訴え、早退した児童が〇名にのぼりました。そこで、関係機関と連絡をとり相談した結果、児童の健康状態を考慮して、〇月〇日()を学級閉鎖にいたします。

なお、原因につきましては、○○区福祉保健センターの方に依頼し調査中です。結果がわかりましたらお知らせします。

本校は日ごろから給食をはじめ、児童の健康・衛生管理には十分な配慮をしているところで ございます。各ご家庭におきましても、次の留意点を参考に、児童(生徒)の健康面に十分ご 配慮いただければ幸いです。

- ○外出後、トイレの後、調理前、食事前のうがい、手洗いをしっかり行いましょう(手洗いはせっけんを用い、3○秒以上行う)
- ○調理器具等の洗浄をていねいに行いましょう
- ○十分な睡眠をとり、偏食をしないようにして体力をつけましょう
- 〇おう吐物、排泄物に直接ふれないようにしましょう
- ○登校前には健康状態をよく観察し、体調がすぐれないときには無理に登校しないで、早めに医師の診断を受けましょう

今後の対応につきましては、欠席状況や健康観察結果等をふまえて検討し、お知らせいたします。もし休み中に体調に変化があった場合には、連絡帳等でご一報ください。

お子様のことや何かご不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。

(学校TEL - )

※裏面に資料を添付しましたので、参考にしてください。

必要に応じて、学校で ご用意ください

## 文例3 (検便結果判明通知)

保護者様

平成 年 月 日

横浜市立

学校

校長

お知らせ

原因や感染経路についての表 記は、区福祉保健センターの 指導を受けること。

日ごろより本校教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、○月○日( )、おう吐、下痢症状での欠席者が多数の学級があり、関係機関と連絡をとり、学級閉鎖といたしました。その後の症状の悪化・拡大を心配いたしましたが、全校の欠席者は本日○名となり、快方に向かっております。

区福祉保健センターの調査の結果、ノロウィルスが検出されました。今回のおう吐等の症状の一部の児童は、これが原因と考えられますが、感染経路の特定は難しいとのことです。

学校では、二次感染を防ぐために、教室の床、机や配膳台の上、ドアノブ、トイレ、廊下や階段の手すり、流し場等を次亜塩素酸系の薬品で消毒し、万全を期しています。各ご**家庭**におきましても、ていねいなせつけん手洗い、うがいの励行をお願いいたします。また、**登校前**の健康観察をていねいに行い、体調不良の場合には、無理せず登校を控えて病院を受診するなどのご配慮をよろしくお願いいたします。

何かお気づきの点がありましたら、学校へご連絡ください。

(学校TEL - )

※裏面にノロウイルスについての資料を添付しましたので、参考にしてください。

必要に応じて、学校で ご用意ください

## 消毒薬のつくり方

消毒には**次亜塩素酸ナトリウム**を使用しましょう。ノロウイルスにはアルコールや逆性石けんは効きにくいので注意が必要です。

		塩素のうすめ方						
		・調理器具等の消毒 ・嘔吐物や便を取り除いた後の床、ドアノブ、 手すり、蛇口、机上、等の消毒	・おう吐物や便、汚物をふき取った 紙や雑巾を廃棄する際に直接かける					
		0.02% (200ppm)	0.1%(1000ppm)					
製	10	50倍	10倍					
品品	1 %	水1リットルに対して原液を20ml	水1リットルに対して原液を110ml					
の塩	6 %	300倍	60倍					
<b>塩素濃度</b>	6%	水1リットルに対して原液を3.3ml	水1リットルに対して原液を17ml					
	100	600倍	120倍					
	12%	2く1リットルに対して原液を1.7ml	水1リットルに対して原液を8.4ml					

市販品の多くは5~6%

※ペットボトルのキャップ1杯は約5mlです 漂白剤のキャップの容量は確認してください。

※次亜塩素酸ナトリウムの商品例

1%…ミルトン等 5~6%…ハイター、ブリーチ、ピューラックス等 10%・・・ハイポライト 10等



- 次亜塩素酸ナトリウムは、時間がたつにつれ、効果が減ります。大量の作りおきはせず、できるたいでの 場で調整しましょう。
- つくるとき、使用するときは換気をしましょう。
- 液が目に入ったり、皮膚につかないように保護しましょう。また衣服の脱色にも気をつけましょう。
- 保管するときは、「〇%塩素消毒薬」のラベルを貼り、子どもの手の届かない暗いところにおきましょう。
- 手指には使用できません。皮膚が荒れてしまいます。
- 金属に対して腐食性があります。10分ほどおいた後、必ず水ぶきをしてください。
- 塩素系の消毒薬のほか、80℃以上の熱殺菌も有効です (熱に強い物品やリネン類等)。



水を入れる位置を記しておきましょう

あらかじめ希釈する方法を書いておきましょう

作り置きの場合は、1週間以内に使い切りましょう!

# 嘔吐物処理方法



#### <用意するもの>

- ・塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)
- ・使い捨てマスク・手袋・上着
- ・使い捨てタオル ( ペ-パ-タオル や 新聞紙 )
- ·ビニール袋 ( 大・中 複数枚 )
- 希釈用器具( ペットボトル・バケツ)
- ・手洗い用石けん \*バケツは2個あると便利

消毒薬を薄める容器には、薬剤の量や水を入れるところまでの印を記載しておくと便利です。

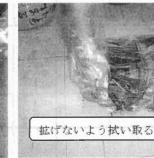
6 %塩素系漂白剤 を 60 倍に薄めると 0.1% (1,000ppm)





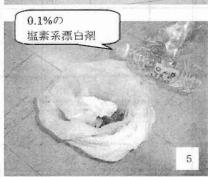
・使い捨て手袋・マスク ・上着は大きながり袋に 懐・袖口箇所をカットし た物で代用







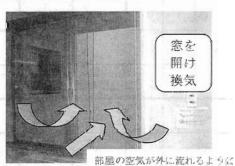












- ・大まかな汚物を取り除いた後、汚染したと考えられる場所は 0.1%塩素系漂白剤で消毒
- ・周囲の壁、患者が触れるところ(手すり、ドアノブ、スイッチ、トイレ、トイレのレバー、手洗いの水道松等) は 0.02%塩素系漂白剤で消毒をしましょう。 給食室に戻る食器や配膳車も消毒をすること。
- ・作業従事者は終了後、手洗いを忘れずに!

## 全校健康観察集計表

## (学校独自の健康観察表の流用可)

포자	KE IX	K HJU	<b>水</b> 木山	10					C 10/6 37 ( 22 )	
学校名	学校名			(S) (3)						
在籍者	在籍者    名				*	主要な	症状につい	ハて数え	る _	月 日( )
				病	<b>文</b>		有症	状の出席	第者	
学年	全   在籍 三   組   者 — 数	在籍者数	下嘔腹痢吐痛	発熱	その他	不明	下嘔腹痢吐痛	<b>発</b> 熱	その他	備 考 (早退者やきょうだい関係など、参考となる事項)
	1						10.00			AND A SECOND
1 年	2		10(2180)							
	3						200			
	1									
2 年	2			_						
	3	36								
	1									
3 年	2									
	3									
	1			_				-		
4 年	2		7 (0)							
	3						100			
	1							•		
5 年	2			٦,,						
	3		15	ir.						
	1	ě		LL CY		ger)		4:3	To A	PROCESSION
6 年	2									
·	3 ·	Ĭ	11				A ESI		114	
個別級										
小言	小計		0	0	0	0	0	0	0	S SAMES INC.
 _ 숙計		0		0				0		

## 全校健康観察集計表

(学校独自の健康観察表の流用可)

字校名 在籍者 名		l					月 日( )			
		名	※主要な症状について数える				/ H\ /			
	17 T	在		病	欠		有症	状の出席	者	(## ##
学 年	組	在籍者数	下嘔腹痢吐痛	発熱	そ の 他	不明	下嘔 腹 痢吐痛	発 熱	そ の 他	備 考 (早退者やきょうだい関係など、参考 となる事項)
	1									
	2								-	
1 年	3									
·	4									
	5		2							
	1									
0	2									
2 年	3									
	4						<u> </u>			
	5									Andrew Control of the
	1									
2	2									
3 年	3									
	4									
	5									
	1									
4	2									
4 年	3									
,	4									
	5									
	1									
_	2									
5 年	3									
	4									
	5									
	1									
	2							G.		
6 年	3									
	4									
	5		to the same of the							
個別	級		8							
小	it		0	0	0	0	0	0	0	
合言	<del>,</del>	0		0	ess erro			0		

## 全校健康観察集計表

(学校独自の健康観察表の流用可)

工 1人	は土み	K #J67	75 75 P I	20			(1 1/1/14)	1 00 12.13					
学校名										月 日( )			
在籍者  名				※主要な症状について数える				,, ,,					
学年	組	在籍者数		病	欠		有症:	犬の出席	者				
			下嘔腹 痢吐痛	発 熱	その他	不明	下嘔腹痢吐痛	発 熱	その他	備 考 (早退者やきょうだい関係など、参考となる事項)			
年	1												
	2												
	3												
	4					6							
	5												
	6												
	7												
2 年	1												
	2					,							
	3												
	4												
	5												
	6												
	7							_					
3 年	1							_					
	2												
	3												
	4												
	5						To the state of th		10. 10				
	6												
	7					-							
/CT CT / 47										and the second of the second of			
個別	揪	1											
小計			0	0	0	0	0	0	0				
合計		0		0			0						

## 区福祉保健センターの調査で必要になると考えられる書類

- 1. 学校平面図 (教室の配置図)
- 2. 校地の平面図(校庭や飼育小屋が描かれているもの)
- 3. 児童生徒名簿と男女別人数一覧
- 4. 教職員の名簿と男女別人数一覧
- 5. 欠席者・有症状者の名簿(学年・組・氏名・症状・経過等がわかるもの)
- 6. 健康観察集計表(前2週間分)
- 7. 月間行事予定表(前月と今月分)
- 8. 当該学級の前2週間分の週案 (特定の学級で発生の場合)
- 9. 給食関係書類(前2週間分)
- ・献立表 (調理指示書) (前月と今月分)
- ·検食記録
- 作業工程表
- ·作業動線図
- ·検収簿
- ・日常点検票(温度記録・保存食記録簿)
- · 調理從事者個人別健康観察記録
- ・定例検便検査結果2回分(教育委員会で一括管理)
- ・給食室平面図 など

## (その他必要に応じて)

- 給食のほかに児童生徒に共通する食事がある場合、その内容
- 飼育動物の有無とその接触状況がわかるもの
- はまっ子(キッズクラブ)、学童クラブ利用者の名簿(有症状者との関連が疑われる場合)、おやつの有無

## 欠席者が多数の際、給食を実施する場合の留意点

感染性胃腸炎が疑われる場合、給食室の中に、ウイルスが入る可能性を極力避けるため、 給食を実施する際に、次の事項について徹底する。

- 1 全校に指示
  - ○給食前の手洗いの徹底(せっけんを使い、念入りに)
  - ○全校の給食当番児童の健康チェック
    - ・体調不良者は、給食当番を行わない
- 2 当該学級の給食対応の指示
  - ○給食の運搬配膳は教職員が行う
  - ○食事前の手洗いは、他の学級が終わった後に最後に行う
  - ○食器等の返却も、他の学級が終わった最後に行う (食器・食缶等の消毒等は、区福祉保健センターの指導を受ける)
- 3 給食室の対応
  - ○調理員の健康観察(本日の記録を確認し、校長に報告する)
  - ○手洗いの徹底
  - ○加熱調理は温度確認を徹底
  - ○パン・牛乳の配膳は手袋着用
  - ○ホールは給食開始まで開けない
  - ○午後の清掃作業(ホールを中心に)において児童生徒が触れたところは、 確実に消毒する(ドアノブ、保冷庫、保管庫の取っ手等) ホールの床についても、200ppm 次亜塩素酸ナトリウム溶液で清拭する

## 資料編

## 給食関係留意点

#### 1 学校給食調理従事者の健康管理

- (1) 調理従事者に感染性胃腸炎が疑われる状況が発生した場合
  - ・ 本人は医療機関に受診し、検便(ノロウイルス)等により速やかに確認する(自己負担)
  - ・ 他の調理従事者については、<u>日常点検で使用している個人別健康観察記録票</u>で健康 状況を確認する
  - ・ 教育委員会健康教育課に連絡し、対応を協議する
  - ・ 所管の区福祉保健センターの指導・助言を受けて衛生管理の徹底及び二次感染防止 に努める

#### 2 手洗いの励行

- (1) 手洗いの手順
  - ・ 横浜市学校給食安全衛生管理総合マニュアル (平成19年4月施行) P. 26を参照し、 正しく行うこと
- (2) 次の場合は必ず、手指の洗浄・消毒を行うこと
  - ・作業を開始する時、用便後
  - ・汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する場合
  - · 食品に直接ふれる作業にあたる直前
  - ・ 生の食肉類、魚介類、卵、調理前の野菜類等に触れた後、他の食品や器具等に触れる場合(食肉・魚介・卵を扱う際は、手袋を着用する)
- (3) 手袋の使用について
  - ・ 同じ手袋の長時間使用はさける
  - ・ 衛生手袋は一度外したら、再度着用しない
  - · その他 学校給食安全衛生総合マニュアル P16 参照

## 3 十分な加熱

- (1)加熱温度の確認
  - ・ 75度以上1分を確実に確認する(ノロウイルスは、85度1分が有効)
  - ・ 中心温度計に誤差がないか確認する (沸騰した湯、氷を入れた水等に中心温度計を入れ、誤差を確認する)
  - ・ 計測は、火の通りにくいところを選んで計測する(3カ所)
  - ・ 温度センサーが中心部にくるように計測する

#### 4 消 毒

- (1)トイレの満掃
  - ・ トイレの取っ手は、毎日薬液消毒する
  - ・ 学校給食安全衛生総合マニュアル P. 22 5 (3)参照

## (2) 嘔吐物が付着した食器・トレー等の扱い(教室等・給食室での処理)

## ア 教室等

- ・ 食器等に付着した嘔吐物は、使い捨てのタオル等で拭い取り、ビニール袋等に入れる。タオルも袋に入れ 1000ppm 次亜塩素酸ナトリウム溶液を加えて密封し捨てる。(資料のP. 参照)
- その食器等は他の物と別にし、ビニール袋に入れて密封し、校内の決められた場所(児童が使用しない所)に運び、200ppm 次亜塩素酸ナトリウム溶液に20~30分につける
- ・ 流水ですすぎ、給食室に届ける
- ※ 処理をした容器等と流しは、洗剤で洗い流水で十分すすぐ
- ※ 嘔吐物は、食缶には入れない

#### イ 給食室

- ・ 届けられたら食器は、洗浄作業の最後に洗う
- ・ ホールや洗浄室の下洗い場所等に置き場所を決めておく
- ・ 洗浄作業を行う際は、マスク・手袋を必ず着用する
- ・ 洗浄に使うシンクは、一箇所を決めて作業を行う
- ・ 食器を洗剤で洗浄し、流水でよく洗い流す(水跳ねに注意する)
- ・ 使用後のシンクは、洗剤でよく洗い、流水でよく流した後、次亜塩素酸ナトリウム ム希釈溶液に浸した布巾を緩く絞り、表面を拭く
- ・ 15 分間放置後、流水で流し、塩素が残らないようにする
- ・ 洗浄後の食器等は、通常の食器と同様に食器消毒保管庫で乾燥させる
- ・ 汚染された食器等や水槽等を洗ったスポンジ類は薬液消毒をしたのち、乾燥させる
- ※ 食器等を廃棄する必要はありません

生活安全·危機管理·消防· 情報化社会特別委員会資料 平成 20 年4月18日 健康福祉局

感染症の調査につきましては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の第15条に、規定されており、感染症の発生予防や原因究明等の観点から関係者に対する調査を行うことができます。

食中毒の調査につきましては、「食品衛生法」の第 28 条、第 58 条、第 62 条に規定されており、保健所長は、食中毒患者等が発生していると判断した場合 は、必要な調査をしなければなりません。調査において、営業者その他の関係者 への聞き取りや施設への立ち入り調査などを行うことができます。

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

## 第十五条

都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、 二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者 及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させ るおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者 に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

- 2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため 緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類 感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体 保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動 物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は 必要な調査をさせることができる。
- 3 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は、前二項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。
- 4 第一項及び第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

## 食品衛生法

(報告の要求、臨検、検査、収去)

## 第二十八条

厚生労働大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

- ② 前項の規定により当該職員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならない。
- ③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- ④ 厚生労働大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を登録検査機関に委託することができる

(食中毒に関する届出、調査及び報告)

#### 第五十八条

食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその 疑いのある者(以下「食中毒患者等」という。)を診断し、又はその死体を検案 した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

- ② 保健所長は、前項の届出を受けたときその他食中毒患者等が発生していると認めるときは、速やかに都道府県知事等に報告するとともに、政令で定めるところにより、調査しなければならない。
- ③ 都道府県知事等は、前項の規定により保健所長より報告を受けた場合であって、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない。
- ④ 保健所長は、第二項の規定による調査を行つたときは、政令で定めるところにより、都道府県知事等に報告しなければならない。
- ⑤ 都道府県知事等は、前項の規定による報告を受けたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(おもちゃ及び営業以外の食品供与施設への準用規定) 第六十二条

第六条、第八条、第十条、第十一条第一項及び第二項、第十六条から第二十条まで、第二十五条から第五十六条まで並びに第五十八条から第六十条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちやについて、これを準用する。この場合において、第十条中「添加物(天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。)」とあるのは、「おもちやの添加物として用いることを目的とする化学的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。)」と読み替えるものとする。

- ② 第六条並びに第十一条第一項及び第二項の規定は、洗浄剤であつて野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるものについて準用する。
- ③ 第十五条から第十八条まで、第二十五条第一項、第二十八条から第三十条 まで、第五十一条及び第五十四条から第五十六条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

生活安全·危機管理·消防· 情報化社会特別委員会資料 平成 20 年 4 月 18 日 健 康 福 祉 局

## 横浜市立大学学生の結核に関する対応について

## 1 概要

横浜市立大学医学部6年生が、平成19年5月、結核を発症し、東京都の保健所から金沢福祉保健センターに対して、横浜市立大学における接触者健診についての依頼があった。

センターは接触者健診の実施について、市立大学付属病院院内感染対策委員会に依頼したが、 その後の連携が不十分だったことから、センターと感染対策委員会との間で、\*<u>接触者健診の対</u> 象者について認識の違いがあったことが後に判明した。

平成 20 年 1 月に、関係者会議を実施し、濃厚な接触のあった職員等に対して血液検査を行った結果、集団感染は認められなかった。

※ 感染対策委員会 ⇒ 病理部職員 12 名と実習が一緒だった6年生1名が対象者センター ⇒ 病理部職員12名と6年生全員が対象者

#### 2 経過

※「センター」は金沢福祉保健センター、「委員会」は市立大学附属病院院内感染対策委員会、「市大」は 市立大学医学部、「健康安全課」は健康福祉局健康安全課

時期	経過
平成 19年 6月11日	東京都の保健所から、センターに接触者健診の依頼がある。
6月13日	センターが委員会に連絡し、接触者健診の対象者等について確認する。対象者は、 病理部職員と6年生全員との報告を受ける。
7月~10月	センターが委員会に対し、健診結果の報告を数回にわたり依頼し、「現在対応中」 との回答を得る。
12月7日	センターが市大から、6 年生の健診結果の報告を受ける。ツベルクリン反応検査で陽性者が多かったが、「全員異常なし」との結果を得る。
12月~1月	6 年生の健診結果について、委員会としての意見を付した報告書の提出を依頼するが、委員会としての意見が得られなかったため、集団感染の可能性が否定できないとセンターが判断する。
1月23日	センターが、健康福祉局健康安全課へ本件について報告する。
1月25日	■関係者(委員会、市大、センター、健康安全課)会議(第1回) これまでの経過や健診結果について確認を行う。センターと委員会、市大との間 で接触者健診対象者について認識が違っていたことが判明する。
1月29日	状況の確認と必要な指導を行うため、健康安全部医療安全課が病院に立ち入り検 査を実施する。
2月6日	■関係者会議(第2回) 集団感染の有無を判定するため、病理部職員の血液検査の実施を決定する。

2月13日	血液検査で全員の陰性(1 名判定保留)を確認する。
2月27日	■関係者会議(第3回) 今回の事例では、集団感染がなかったことを確認し、今後の連携体制等について 協議する。

#### 3 集団感染についての判断

## 【発症者】

- 病理部職員は19年7月に、X線検査を実施しており、結核の発症者はいなかった。
- 実習が一緒だった学生(1名)を含む6年生については、19年10~11月に、健康診断としてX線検査を実施しており、結核の発症者はいなかった。



発症者はいなかったが、集団感染を確認するため、病理部職員の血液検査を実施

## 【感染者】

- 病理部職員の血液検査の結果は、全員異常なしであり、集団感染は認められなかった。
- 6年生については、患者との接触がほとんどなく、病理部職員に比べて感染の可能性が低いため、血液検査は不要と判断した。

## 4 問題点

- (1) 20年1月になるまで、福祉保健センターから健康安全課に報告が行われていなかった。
- (2)接触者健診は福祉保健センターの責任で実施すべきであるが、対象者の範囲も含めて、調査 自体を委員会及び市大に任せていた。
- (3) 福祉保健センターと委員会及び市大との連携が悪く、情報の共有ができていなかったため、 接触者健診の対象者について認識の違いが生じた。

## 5 今後の対応

- (1)健康危機発生事例については、区福祉保健センターが健康安全課(市保健所)へ直ちに報告を行い、連携を密にして対応する。
- (2) 結核の接触者健診に関しては、対象が専門の医療機関であっても、区福祉保健センターが主体的に調査を行う。
- (3)関係機関との連絡は電話のみによらず、関係者会議を開催し、関係者全員が情報を共有する。